

○古河市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

平成17年9月12日

条例第111号

改正 令和7年3月25日条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、土砂等による土地の埋立て又は土地への盛土若しくはたい積行為によって生じる環境の悪化及び災害の発生を防止するため、必要な規制を行うことにより、市民の安全と良好な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂等 土砂及び土砂に混入し、又は付着した物で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物の範囲に属さないものをいう。
- (2) 事業 土砂等による土地の埋立て又は土地への盛土若しくはたい積行為をいう。
- (3) 事業区域 事業を施行する土地の区域をいう。
- (4) 事業主 事業区域の所有者、管理者又は占有者のいずれかの者で、当該土地の管理を主体的に行っていると認められるものをいう。
- (5) 事業施行者 事業を施行する者をいう。

(適用範囲)

第3条 この条例は、次の各号のいずれかに該当する事業を除き、事業区域面積が3,000平方メートル以下の事業について適用する。

- (1) 国、地方公共団体又は規則で定める公社等が行う事業
- (2) 他の法令の規定により許可又は認可を受けて行う事業。ただし、農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による許可又は同法第4条若しくは第5条の規定による許可については、この限りでない。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事業

(事業主等の責務)

第4条 事業主及び事業施行者（以下「事業主等」という。）は、事業を施行するに当たっては、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事業区域並びに関係する道路、水路及び橋りょう等の破損防止
- (2) 事業区域及びその周辺に対する<sup>いっ</sup>洪水防止
- (3) 土砂等の崩壊又は流出防止
- (4) 事業施行の際の安全対策及び公害防止
- (5) その他環境の保全

2 事業主等は、事業により公共施設を破損した場合は、速やかに原状回復しなければならない。

3 事業主等は、当該事業の施行に係る苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

4 事業主等は、事業を施行するに当たっては、規則で定める周辺関係者に対して事業の内容を事前に説明しなければならない。

(事業の許可等)

第5条 事業を開始しようとする事業主等は、規則で定めるところにより、事業内容について、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、次条により審査をし、許可の可否を決定するものとする。この場合において、許可をするときは、市民の安全及び良好な生活環境を確保するため必要な条件を付することができる。

(許可の基準)

第6条 市長は、前条第1項の許可の申請が、次の各号のいずれにも適合していると認める場合でなければ、同項の許可をしない。

- (1) 事業に用いる土砂等の性質及び有害物質（鉛、砒<sup>ひ</sup>素、トリクロロエチレンその他の物質であって、土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして規則で定めるものをいう。）による汚染の状態が規則で定める基準に適合していること。
- (2) 事業の施行内容が規則で定める技術上の基準に適合していること。

- (3) 事業の施行に当たっては、事業区域周辺の地域における生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置に関する基準として規則で定める基準に適合していること。
- (4) 事業に用いる土砂等が、複数の場所から搬入される土砂等の積替え又は保管のための場所又は施設（以下「ストックヤード」という。）を経由する土砂等である場合は、ストックヤードの管理が規則で定める基準に適合していること。
- (5) 事業に用いる土砂等が、規則で定める範囲で発生したものであること。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項の許可を受けようとする事業主等が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、許可しない。

- (1) 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として規則で定めるもの
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 第8条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合は、当該取消しの処分に係る古河市行政手続条例（平成17年条例第21号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- (5) 第14条の規定による命令を受け、その命令に係る措置が完了していない者（当該命令を受けた者が法人である場合は、当該命令の日に当該法人の役員であった者を含む。）
- (6) 古河市暴力団排除条例（平成23年条例第32号）第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（次号において「暴力団員等」という。）
- (7) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(8) 事業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに  
足りる相当の理由がある者

(名義貸しの禁止)

第7条 第5条第1項又は第12条第1項の規定により許可を受けた事業主等  
は、自己の名義をもって他人に事業を行わせてはならない。

(許可の取消し)

第8条 市長は、事業主等が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を  
取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により第5条第1項又は第12条第1項の規定  
による許可を受けた場合

(2) 第5条第2項又は第12条第2項の規定による許可の際に付した条件  
に違反した場合

(3) 第6条第2項各号のいずれかに該当することが判明した場合

(4) 前条の規定に違反した場合

(5) 第10条の規定に違反した場合

(6) 第11条の規定による命令に従わない場合

(事業の開始)

第9条 事業主等は、第5条第1項の規定による許可を受けた事業を開始し  
ようとするときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければな  
らない。

(施行基準の遵守)

第10条 事業主等は、事業を施行するに当たっては、第6条第1項各号に  
定める基準（以下「施行基準」という。）を遵守しなければならない。

(監督処分)

第11条 市長は、事業主等が事業の施行に当たり次に掲げる事項のいずれ  
かに該当する場合は、当該事業の停止を命じ、又は期限を定め原状回復そ  
の他の必要な措置を命ずることができる。

(1) 第5条第1項の規定による許可若しくは次条第1項の規定による許可を受けず、又は偽りその他不正な手段による許可を受けたことが判明した場合

(2) 第5条第2項（次条第2項において準用する場合を含む。）の規定による許可に付された条件に違反して事業を行った場合

(3) 第6条第2項各号のいずれかに該当することが判明した場合

(4) 前条の規定に違反した場合

（変更の許可等）

第12条 事業主等は、許可を受けた事業内容を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならないものとする。

2 前項の許可については、第5条第2項の規定を準用する。

（改善勧告）

第13条 市長は、事業主等が施行基準に違反して事業を施行しているときは、改善するよう勧告することができる。

（改善命令）

第14条 市長は、事業主等が前条の規定による勧告に従わないときは、期限を定めて必要な措置を命ずることができる。

（事業の廃止）

第15条 事業主等は、当該事業を廃止しようとするときは、当該事業の廃止後の当該事業による土壌の汚染及び当該事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するための必要な措置を講じなければならない。

2 事業主等は、当該事業を廃止したときは、規則で定めるところにより事業廃止の届出を行い、市長の確認を受けなければならない。

3 前項の規定による届出があったときは、第5条第1項の許可及び第12条第1項の許可は、届出以後その効力を失う。

4 市長は、第2項の規定による届出があったときは、第1項に規定する措置が講じられているかどうか、及び当該事業が施行基準に適合するかどうかを確認し、適当でないと認めるときは、事業主等に対して、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(事業の完了)

第16条 事業主等は、当該事業が完了したときは、当該事業の完了後の当該事業による土壌の汚染及び当該事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するための必要な措置を講じなければならない。

2 事業主等は、当該事業が完了したときは、規則で定めるところにより事業完了の届出を行い、市長の確認を受けなければならない。

3 前条第4項の規定は、前項の届出があった場合について準用する。この場合において、同条第4項中「第2項」とあるのは「第16条第2項」と、「第1項」とあるのは「第16条第1項」と読み替えるものとする。

(報告の聴取)

第17条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業主等に対し、事業の進行状況その他必要な事項を報告させることができる。

(立入検査)

第18条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員をして事業区域に立ち入り、施設その他物件を検査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、規則で定める身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

(標識の設置)

第19条 事業主等は、事業の施行期間中、事業区域に規則で定める標識を設置しなければならない。

(違反事実の公表)

第20条 市長は、事業主等が、第11条の停止命令若しくは措置命令、第13条の改善勧告、第14条の改善命令又は第15条第4項（第16条第3項において準用する場合を含む。）の措置命令に違反し、市民の安全と良好な生活環境を確保していく上で支障があると認めるときは、規則で定めるところにより、その事実を公表することができる。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第22条 次の各号のいずれかに該当するものは、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 第5条第1項の規定による許可を受けないで事業を行った者
- (2) 第12条第1項の規定による許可を受けないで、許可に係る事業内容を変更して事業を行った者
- (3) 第11条又は第14条の規定による命令に違反した者
- (4) 第15条第4項（第16条第3項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 偽りその他不正な手段により第5条第1項又は第12条第1項の規定による許可を受けた者
- (2) 第9条、第12条第1項ただし書、第15条第2項又は第16条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (3) 第17条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (4) 第18条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第23条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、前条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年9月12日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の古河市生活環境の保全及び創造に関する基本条例（平成12年古河市条例第43号）、総和町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例（平成13年総和町条例第16号）又は三和町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例（平成2年三和町条例第4号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成19年条例第26号）

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の古河市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例による改正後の古河市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成29年条例第36号）

(施行期日)

1 この条例は、平成29年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、この条例による改正前の古河市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例による改正後の古河市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和元年条例第56号）

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

附 則（令和元年条例第56号）

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、この条例による改正前の古河市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例による改正後の古河市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。